

ピターリン USPTO 副長官の資格要件適否を巡る訴訟について  
米 DC 地裁が訴えを却下

2007 年 12 月 10 日  
JETRO NY 澤井、中山

ピターリン USPTO 副長官(本年 5 月就任)<sup>1</sup>が同ポストの資格要件を満たしていないとして商務長官に対して同副長官の罷免を求める訴えが DC 地区裁判所に提起されていた事件<sup>2</sup>に関し、同地裁は 6 日、原告の訴えを却下(dismissal)した。

米特許法第 3 条(b)(1)によれば、USPTO 長官、特許局長、商標局長と同様に、副長官の資格要件として、「特許法又は商標法についての専門職(professional)としての経歴及び経験を有している米国国民でなければならない」<sup>3</sup>と規定しており、今般の提訴はピ副長官が同法を満たしていないことを理由としたもの。

Robertson 同地裁判事によれば、こうした訴えは裁判で解決できるたぐいの問題ではない(non-justiciable)とする被告(商務長官)の主張を踏まえつつ、同法規定が抽象的であることを理由に、かかる被告の主張を支持し、訴えを却下するものとしている<sup>4</sup>。

USPTO は、同地裁の判断を直ちに 7 日付プレスリリース<sup>5</sup>で取り上げるなど、本件は同庁及び米ユーザーの関心の高さを表すもの。

(了)

---

<sup>1</sup> [2007 年 5 月 8 日付け知財ニュース「USPTO 副長官、ピターリン女史が就任」](#)を参照

<sup>2</sup> [2007 年 7 月 17 日付け知財ニュース「ピターリン USPTO 副長官の資格要件適否を巡る訴訟について米紙報道」](#)を参照

<sup>3</sup> The Deputy Director shall be a citizen of the United States who has a professional background and experience in patent or trademark law. (特許法第 3 条(b)(1)後段)

<sup>4</sup> [https://ecf.dcd.uscourts.gov/cgi-bin/show\\_public\\_doc?2007cv1224-10](https://ecf.dcd.uscourts.gov/cgi-bin/show_public_doc?2007cv1224-10)

<sup>5</sup> <http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/07-49.htm>